

令和8年度 学習支援コンテンツ等の提供業務  
仕様書

1. 業務名称

令和8年度 学習支援コンテンツ等の提供業務

2. 本業務の目的

本業務は、本市立中学校の生徒（以下「学習者」という。）が、個々の状況に応じて学習内容の補充や復習を行うことにより、個別最適な学びを実現し、学習における基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るものである。そのために、学習者に対して個々の端末で利用できる学習支援コンテンツを提供し、その活用を支援することで、学習者の学力向上に資することを目的とするものである。

3. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 履行場所

堺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する場所及び受注者の事務所

5. 業務の対象等

本業務の対象及び使用する端末等は、以下のとおり。

(1) 対象校 本市立中学校7校

(2) 対象学年及び人数 中学校 第1～第3学年在籍生徒 約3000名  
中学校 教職員（以下「評価者」という。） 約250名  
教育委員会 担当者 15名

※ 学校名、学校別・学年別人数は、契約締結後、提供する。

※ 各人数について、全体の5%の増加分まで受注者が追加費用なく対応するものとする。

(3) 使用する端末等

- ・学習支援コンテンツは、学校または家庭で所有するパソコン、タブレット端末等で利用可能であること。
- ・学校で使用する端末のOSは学習者 iPadOS、評価者及び教育委員会は Windows。
- ・学習支援コンテンツを使用する動作環境は、「Microsoft Edge」「Google Chrome」「Safari」に対応していること。

6. 業務の内容

本業務では、学習内容や学習方法の理解が十分でない学習者や、集中力の維持が難しい学習者を主な対象として、学習支援コンテンツの提供を中心に、学習者が自らの理解状況に応じて学習内容の補充や復習を行える環境を整備するとともに、評価者及び教育委員会がその学習状況を把握し支援できる体制を構築するものである。以下に、本業務の具体的内容は以下のとおり。

(1) 学習支援コンテンツの提供

- (2) 評価者用システムの提供
- (3) 教育委員会用システムの提供
- (4) 研修等の実施及び各種協議会の開催
- (5) サポートセンターの設置及び運営

業務の詳細は、以下のとおり。

(1) 学習支援コンテンツ（以下「コンテンツ」という。）の提供

- ・受注者は、学習者が個別最適な学びの実現や学習における基礎・基本の定着を図れるように、動画教材、ドリル教材、テスト教材からなるコンテンツを提供する。
- ・各コンテンツは、学習者がホーム画面から任意のコンテンツにアクセスでき、動画教材で学習し、ドリル教材で学習内容を習得、テスト教材で習得状況を確認できるよう、関連性を持たせること。
- ・学習者ごとの学習履歴が自動的に保存されること。
- ・各コンテンツで用いる文言やイラスト等の表現について、人権上の配慮がなされていること。
- ・各コンテンツは、現行の学習指導要領に準拠し、本市が採択している中学校の教科用図書と対応していること。本市が採択している教科用図書は、（別紙1）参照。
- ・各コンテンツへの広告掲載は禁止とする。
- ・各コンテンツは、教育委員会、評価者、学習者に事前に告知された動作確認等の計画停止の場合を除き、24時間365日利用可能であること。
- ・各コンテンツ等の要件は以下のとおり。

① 動画教材

- ・下学年の学習内容が習得できていない学力層を対象として想定した動画教材であること。
  - ・想定した対象が、学習内容を理解できるよう、聞き取りやすい音声、わかりやすい言葉・色・文字・図形・イラスト等を用いた動画であること。
  - ・動画教材は、巻き戻しや一時停止、再生速度の調整など一般的な動画配信サービスと同じ機能を有すること。
  - ・動画教材は、視聴回数に制限がないこと。
  - ・動画教材の視聴状況に合わせて、関連性の高い動画教材やドリル教材等が自動で表示される機能を有すること。
  - ・動画教材は、講師やキャラクターが講義する形式で進められ、学習者にとって親しみやすい、学びやすいデザインにすること
  - ・動画教材は、学習内容ごとに細分化し1本あたり20分以下の長さを基本とすること。
  - ・動画教材で取り扱う教科及び学年は下表のとおりとし、動画総本数は、10,000本以上であること。
- ※ 算出方法（参考）：本市で採択している教科用図書で取り扱う学習内容がおよそ2,000、学習内容1つあたり5本程度の動画で細分化して解説すると想定した場合、2,000（学習内容）×5（動画本数）=10,000本

動画教材で取り扱う教科及び学年

教科	学習内容の出題範囲
国語	小学校 第4学年 ～ 中学校 第3学年
算数	小学校 第1学年 ～ 小学校 第6学年
数学	中学校 第1学年 ～ 中学校 第3学年
英語	中学校 第1学年 ～ 中学校 第3学年
社会	小学校 第4学年 ～ 中学校 第3学年
理科	小学校 第4学年 ～ 中学校 第3学年

## ② ドリル教材

- ・動画教材と対応した内容であること。
- ・ドリル教材は、動画教材数本あたりドリル教材1つを基本とし、2000種以上あること。
- ・動画教材で学習したことを10分程度で理解を確認できる問題量であること。
- ・解答形式は、主に選択式、短答式を基本とすること。
- ・解答は、自動採点され、学習者が結果を即時に確認できること。
- ・解答状況に応じて、必要な動画教材やテスト教材、前段階の学習内容を推奨する機能を有すること。

## ③ テスト教材について

- ・動画教材と対応した内容であること。
- ・テスト教材は、動画教材の内容ごとのまとまりで1つを基本とし、200種以上あること。
- ・動画教材で学習したこと30分程度で理解を確認できる問題量であること。
- ・解答形式は、主に選択式、短答式を基本とすること。
- ・解答は、自動採点され、学習者が結果を即時に確認できること。
- ・解答状況に応じて、必要な動画教材やドリル教材を推奨する機能を有すること。

## ④ ホーム画面について

- ・学習者がログインすると、ホーム画面が表示されること。
- ・学習者が直感的な操作ができるよう、アイコンやイラストによって視覚情報を調整し、カラーリングによって視線誘導がなされるホーム画面であること。
- ・学習者が、各コンテンツの利用状況や自身の学習履歴を一覧で確認できるダッシュボード機能を有すること。
- ・ホーム画面から各コンテンツに遷移でき、評価者へのメッセージ送信やサポートセンターへの問い合わせができる機能を有すること。
- ・システムのメンテナンス情報等の受注者からの周知内容等が、評価者を介さずに表示される機能を有すること。

## (2) 評価者用システムの提供

- ・受注者は、評価者が、学習者の個々の解答状況を把握し、個別支援や生徒理解を深められるよう、以下の機能を有する評価者用システムを提供する。
- ・学習者と同じホーム画面や各コンテンツにアクセスできる機能を有すること。
- ・学習者を学級や習熟度別集団等の任意のグループに振り分ける機能を有すること。

- ・個々の学習者や任意のグループに、任意のドリル教材やテスト教材を課題として付与する機能を有すること。
- ・個々の学習者や任意のグループに、メッセージを送信する機能を有すること。
- ・個々の学習者や任意のグループに、自作したアンケートを配信する機能を有すること。
- ・個々の学習者や任意のグループの動画教材の視聴状況やドリル教材やテスト教材の解答状況をリアルタイムで確認でき、データを Excel ファイルに出力する機能を有すること。
- ・学習者の正答率が低いドリル教材やテスト教材の問題を確認でき、理解が十分でない動画教材を学習者へ配信する機能を有すること。
- ・学習者の正答率や解答時間の変容をグラフ等によって確認する機能を有すること。
- ・学習者がログイン時に使用するアカウントとパスワードを再発行する機能を有すること。
- ・システムのメンテナンス情報等の受注者の学習者への周知内容等を確認する機能を有すること。

### (3) 教育委員会用システムの提供

- ・受注者は、教育委員会が、各校での利用状況や解答状況を把握し、教育施策の立案や効果検証に用いられるよう、以下の機能を有する教育委員会用システムを提供する。
- ・学習者と同じホーム画面や各コンテンツにアクセスできる機能を有すること。
- ・学校別の動画教材の視聴状況やドリル教材やテスト教材の解答状況をリアルタイムで確認でき、データを Excel ファイルに出力する機能を有すること。
- ・学校別や学年別、市全体の学習者または、評価者に自作したアンケートを配信する機能を有すること。

### (4) 研修等の実施及び各種協議会の開催

- ・受注者は、学習者により良い学習環境が整備されるよう、以下に示す研修等の実施及び各種協議会の開催をする。
  - ①使い方講座
  - ②評価者用研修
  - ③定期協議会
  - ④学校連絡協議会
- ・実施及び開催スケジュール

時期	受注者	教育委員会
4月	契約締結後、速やかに研修等及び各種協議会の年間スケジュールを提案	契約締結後、速やかに学校名及び学校別・学年別人数を提供
6月	①使い方講座及び②評価者用研修の実施	①使い方講座及び②評価者用研修に関わる学校への事前説明 保護者向け案内文の発出
7・9・11・1月	③定期協議会の開催（各月1回）	学校へのヒアリング内容の共有
7・10月上旬	④学校連絡協議会への参加	④学校連絡協議会の開催

9月	①使い方講座及び②評価者用研修の 実施	
----	------------------------	--

・研修等や各種協議会の概要については以下のとおり。

① 使い方講座（年2回、6月・9月実施 対象：学習者）

- ・受注者は、学習者に対して各コンテンツの活用方法やホーム画面の見方等を説明する使い方講座を実施する。
- ・学習者が、実際に端末を操作しながら30分程度で使い方を学べるようにする。
- ・講師は受注者が設定し、各教室のTV画面を使用したオンライン形式で実施する。
- ・使い方講座の実施期間は、教育委員会と受注者が協議し設定したうえで、教育委員会が学校と調整し、学校別の実施日を決定する。
- ・使い方講座の内容は、6月・9月ともに同内容を基本とするが、9月の講座内容については学校別の学習者の利用状況をもとに、受注者が教育委員会と協議し、決定する。

② 評価者用研修（年2回、6月・9月実施 対象：評価者）

- ・受注者は、評価者に対して動画教材の視聴状況等の確認方法やドリル教材やテスト教材の配信方法、活用方法を説明する評価者用研修を実施する。
- ・評価者が、実際に端末を操作しながら30分程度で確認方法等を学べるようにする。
- ・講師は受注者が設定し、TV画面を使用したオンライン形式で実施する。
- ・研修の実施期間は、教育委員会と受注者が協議し設定したうえで、教育委員会が学校と調整し、学校別の実施日を決定する。
- ・評価者用研修の内容は、6月・9月ともに同内容を基本とするが、9月の研修内容については利用状況をもとに、受注者が学校別の内容を教育委員会と協議し、決定する。

③ 定期協議会の開催（7月・9月・11月・1月実施、各月中旬）

- ・受注者は、コンテンツの活用促進のために、各校のコンテンツ別活用状況についてグラフを用いて、教育委員会に報告等する定期協議会を開催する。
- ・定期協議会は、7月・9月・11月・1月の各月中旬頃の開催を基本とするが、各校の利用状況等に応じて、教育委員会と受注者で協議のうえ、臨時で開催する。
- ・開催方法は、オンライン形式を基本とする。
- ・定期協議会では、教育委員会は学校別のヒアリング内容等の質的データを受注者は学校別の活用状況や変容等の量的データを持ち寄り等して、更なる活用促進のための方策について協議する。

④ 学校連絡協議会への参加（年2回、7月・10月開催）

- ・教育委員会はコンテンツ活用促進のために、各校の窓口となる各校担当者（以下「学校担当者」という。）が参加する学校連絡協議会を開催する。
- ・受注者は学校連絡協議会に、支援者として参加する。参加は、参集形式を基本とする。
- ・学校連絡協議会では、学校担当者が活用に向けた自校の取組を発表・共有し、他校の取組を自校に取り入れることで、活用を促進する。受注者は学校担当者や教育委員会の求めに応じて機能面の紹介や他市事例を紹介する等して活用の促進を支援する。

#### (5) サポートセンターの設置及び運営

- ・受注者は、教育委員会・学校担当者・評価者・学習者・保護者からのホーム画面やコンテンツの操作方法や不具合に関する問い合わせに対応するサポートセンターを設置する。
- ・サポートセンターは、平日（月曜日～金曜日、祝休日・年末年始・その他、受注者が事前に告知した期間を除く）の午前10時から午後6時まで電話又はメールで対応する。

### 7. 遵守事項

- (1) 受注者は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）による「プライバシーマーク」、一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターまたは、JIPDECが認定した認証機関による「ISMS（Information Security Management System）」、一般社団法人JAPHICマーク認証機構が認定した民間事業者等による「JAPHICマーク」等個人情報について適切な保護措置等を講ずる体制等を整備していること。
- (2) 受注者は、本業務を再委託してはならない。ただし、業務の一部について予め承認を受けたときは、この限りでない。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに業務責任者を定め、教育委員会に届け出ること。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。
- (4) 業務内容について、業務責任者又はそれに準ずる者が、事前に教育委員会担当者と打合せを行うこと。
- (5) 緊急時の連絡・対応の迅速性を図るための体制を予め教育委員会へ報告するとともに、緊急時においては速やかに対応のうえ、その対応状況と結果を教育委員会に報告すること。
- (6) 教育委員会が業務内容の改善を指示した場合には、業務内容の改善対策報告書を教育委員会に提出し、速やかに改善すること。
- (7) 業務責任者及び本業務に従事する者の業務に関する電子メールの使用において、教育委員会が認めた者以外への送信、教育委員会が認めた方法以外による送信及びBCCの使用は厳禁とする。
- (8) 本業務に従事する者又は従事した者は、個人情報の保護に関する法律に基づき、本業務に関して知りえた情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。なお、契約期間終了後も同様とする。
- (9) 受注者は、情報セキュリティを確保するための措置として、調査の結果資料の受け取り及びデータの集約、学校別帳票の作成等、全ての業務全体を通して、機密の保持や個人情報の取扱いの遵守を図るために必要な措置を講ずること。また、業務全体を通して想定されるリスク（個人情報及び機密情報に関する破損・紛失・漏えいなど）を最小化するための方策を講ずること。
- (10) 個人情報の取り扱いについては、学校別及び個人データ等にパスワードをつけて管理すること。
- (11) 学校別及び個人データ等は、すべて本業務終了とともに他者に渡ることが無いよう適切に廃棄処分とすること。

### 8. 暴力団等の排除について

- (1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

①受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱

別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

②これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

①受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。

②受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。

③受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

①受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。

②受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

③本市は、受注者が本市に対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

④本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

## 9. その他

契約書及び仕様書に定めのないもの、その他業務の実施について疑義が生じた場合は、教育委員会と受注者は、適宜協議のうえ定める。

(別紙1) 本市立中学校で使用する教科用図書について

教科	発行者
国語	光村図書出版
社会（地理的分野）	日本文教出版
社会（歴史的分野）	東京書籍
社会（公民的分野）	日本文教出版
数学	教育出版
理科	新興出版社啓林館
英語	東京書籍（中学3年生に限り、光村図書出版）